

令和5年度鯖江市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員の採用と退職の状況

職 種	令和4年度		令和5年度	
	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数
行 政 職	19	23	28	19
技能労務職	0	1	0	0
合 計	19	24	28	19

(2) 部門別職員数の状況（総務省：定員管理調査）

各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

(単位：人)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		R5	R6		
一般行政 部 門	議会	5	5	0	
	総務・企画	100	108	8	窓口業務直営化に伴う体制強化
	税務	23	23	0	
	労働	2	2	0	
	農林水産	18	18	0	
	商工	7	8	1	観光業務の体制強化
	土木	31	31	0	
	民生	108	106	△2	欠員不補充
	衛生	25	21	△4	新型コロナウイルス関係業務の減
一般行政計		319	322	3	
特別行政 部 門	教育	53	51	△2	職員区分の変更
公営企業 等 会 計 部 門	水道	7	7	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	23	19	△4	会計区分の見直し
合 計		408	405	△3	

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職員の勤務の業績や職務に関連する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、人事管理ならびに職員の能力開発、人材育成および活用を図ることを目的として、以前からの勤務評価制度を見直し、平成18年10月1日から新人事評価制度を実施してきました。

平成26年5月14日公布の改正地方公務員法により、平成28年4月1日から人事評価の実施および人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが義務付けられ、分限事由の一つとして「人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くない場合」は、降任、または免職できると明確化されました。（同法第28条）

地方公務員法の改正を踏まえ、本市におきましても、人事評価結果を分限処分（降任・免職）の契機として活用することとしています。

3 職員の給与の状況

（1）人件費の状況（一般会計）

令和5年度の一般会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	住民基本 台帳人口 (R6.3.31 現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和 5年度	人 68,221	千円 29,665,118	千円 1,334,598	千円 4,135,107	% 13.9

（注）人件費には、職員給与費（会計年度任用職員含む）のほか、市長等特別職の給与、議員報酬、退職金、地方公務員共済組合等負担金などを含みます。

（2）職員給与費の状況（一般会計予算）

令和6年度の一般会計の当初予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
令和 6年度	人 380 (11)	千円 1,382,114	千円 277,276	千円 557,736	千円 2,217,126	千円 5,670

（注）職員手当には退職手当を含みません。

職員数の()内は、短時間勤務職員数で外書き。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

令和6年4月1日現在における職員の平均給料月額および平均年齢の状況は、次の表のとおりです。

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
312,900 円	41 歳 3 月

(注) 一般行政職とは、税務職、保健師、保育士、教諭、企業職、現業職を除いた職です。

(4) 職員の初任給の状況

令和6年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区分		鯖江市	国
		初任給額	初任給額
一 般 行政職	大学卒	200,900 円	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円
	高校卒	169,900 円	166,600 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

令和6年4月1日現在における職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、次の表のとおりです。

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一 般 行政職	大学卒	261,329 円	342,933 円	—	399,036 円
	高校卒	—	—	—	—

(注) 該当職員が3人以下の区分については、記載していません。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

令和6年4月1日現在における行政職給料表適用職員の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
代表的な職名	主 事 技 師	主 事 技 師	主 任 主 査	課長補佐 主 任	参 事 課長補佐	課 長	次 長	部 長	
職員数	60 人	42 人	47 人	21 人	57 人	35 人	4 人	8 人	274 人
構成比	21.9%	15.3%	17.1%	7.7%	20.8%	12.8%	1.5%	2.9%	100%

(7) 職員手当の状況

①扶養手当等

令和6年4月1日における主な職員手当の状況は、次の表のとおりです。

扶養手当	区分		鯖江市	国
	配偶者		月額 6,500 円	月額 6,500 円
	子 1 人につき		月額 10,000 円	月額 10,000 円
	父母等 1 人につき		月額 6,500 円	月額 6,500 円
	扶養親族のうち 16 歳に達する年度初めから 22 歳に達する年度末までの子 1 人につき		月額 5,000 円 を加算	月額 5,000 円 を加算

住居手当	区分		鯖江市	国
	借家の場合	家賃 61,000 円以上	月額 28,000 円	月額 28,000 円
		家賃 27,000 円を超え 61,000 円未満	(家賃額－27,000 円) ×1/2+11,000 円	(家賃額－27,000 円) ×1/2+11,000 円
		家賃 27,000 円以下	家賃額－16,000 円	家賃額－16,000 円

通勤手当	区分		鯖江市	国
	電車・バスを利用する場合	最高支給限度額 55,000 円	運賃相当額	運賃相当額
	乗用車等を使用する場合	2 k m 以上 5 k m 未満	月額 2,000 円	月額 2,000 円
		5 k m 以上 10 k m 未満	月額 4,200 円	月額 4,200 円
		10 k m 以上 15 k m 未満	月額 7,100 円	月額 7,100 円
		15 k m 以上 20 k m 未満	月額 10,000 円	月額 10,000 円
		20 k m 以上 25 k m 未満	月額 12,900 円	月額 12,900 円
		25 k m 以上 30 k m 未満	月額 15,800 円	月額 15,800 円
		30 k m 以上 35 k m 未満	月額 18,700 円	月額 18,700 円
		35 k m 以上 40 k m 未満	月額 21,600 円	月額 21,600 円
		40 k m 以上 45 k m 未満	月額 24,400 円	月額 24,400 円
		45 k m 以上 50 k m 未満	月額 26,200 円	月額 26,200 円
		50 k m 以上 55 k m 未満	月額 28,000 円	月額 28,000 円
		55 k m 以上 60 k m 未満	月額 29,800 円	月額 29,800 円
		60 k m 以上	月額 31,600 円	月額 31,600 円

管理職手当	職	職務の級	管理職手当の額
	部長	8 級	85,000 円
	次長	7 級	75,000 円
	課長	6 級	65,000 円
	参事	5 級	50,000 円

期 末 ・ 勤 勉 手 当	鯖江市		国	
	(令和 5 年度支給割合)		(令和 5 年度支給割合)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.45 月分 (1.375) 月分	2.05 月分 (0.975) 月分	2.45 月分 (1.375) 月分	2.05 月分 (0.975) 月分
	職制上の段階、職務の級等による 加算措置有		職制上の段階、職務の級等による 加算措置有	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

	区分	鯖江市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
退 職 手 当	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
	その他加算	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

②特殊勤務手当

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に支給する手当です。

令和 5 年度の特殊勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	2.2%
支給職員 1 人当たり平均支給年額	722 円
手当の種類 (手当数)	3
代表的な手当の名称	除雪作業手当

③時間外勤務手当

令和 5 年度における時間外勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

(一般会計)

区分	令和 5 年度
支給額	119,839 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額	441 千円

（８）特別職の給料、報酬等の状況

令和６年４月１日現在における特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区分	給料または報酬月額	期末手当
市長	790,000 円	(令和５年度支給割合) 3.40 月分
副市長	700,000 円	
教育長	636,000 円	
議長	490,000 円	
副議長	428,000 円	
議員	407,000 円	

４ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況

令和５年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	８：３０～１７：１５
休憩時間	１２：００～１３：００

（注）公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

（２）休暇制度の概要

職員の休暇制度の概要は、次の表のとおりです。

区分	内 容
年次休暇	労働基準法第 39 条の規定に基づき与えられる有給による休暇であり、１年につき最高 20 日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。
病気休暇	負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

（３）年次休暇の取得状況（市長部局）

令和５年１月１日から令和５年１２月３１日までの職員の年次休暇の平均取得日数は１０．１日でした。

5 職員の休業に関する状況

(1) 休業制度の概要

職員の休業制度の概要は、次の表のとおりです。

区分	内 容
育児休業	3 歳に満たない子を養育するため、子が 3 歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

(2) 育児休業取得状況

令和 5 年度に育児休業を新規に取得した職員は 14 人（女性 10 人、男性 4 人）であり、令和 4 年度に比べ取得者総数は 2 人増加しました。

6 職員の分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

令和 5 年度の方限処分の状況は、次の表のとおりです。

処分内容	処分者数	処分事由
降任	0 人	
免職	0 人	
休職	8 人	心身の故障のため、長期の休養を要する場合
降給	0 人	
計	8 人	

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

令和 5 年度の方戒処分の状況は、次の表のとおりです。

処分内容	処分者数	処分事由
戒告	5 人	監督責任
減給	1 人	通常業務処理不適正
停職	1 人	通常業務処理不適正
免職	0 人	
計	7 人	

7 職員の服務の状況

職員の服務については、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

服務規律の確保については、鯖江市職員倫理規程（平成21年鯖江市訓令第1号）および鯖江市職員倫理確立指針（平成22年2月策定）により、職員が職務に係る倫理の保持に努めるような職場の体制を整備しています。

8 職員の退職管理の状況

再就職者（地公法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が現職員に対し、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼すること（＝働きかけ）については、離職後も現職員に対して、在職時の服務に関連して一定の影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行および公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることから、働きかけの規制を目的に鯖江市職員の退職管理に関する規則（平成28年4月1日施行）を制定しました。

9 職員の研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。（法第39条）

令和5年度の職員の研修については、福井県自治研修所での階層別研修や専門研修に延べ131人を派遣しました。

市独自の研修では、アンガーマネジメント研修、人権に関する研修等に延べ2,277人が参加しました。

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要（令和6年4月1日現在）

職員の共済制度は、法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

市においては、職員の健康診断を実施しているほか、職員による互助組織「鯖江市職員共済会」（会員数 425 名）が実施する人間ドックや予防健診助成事業に対して助成（給料月額 1/1,000 : R6 予算 1,900 千円）を行っています。

(2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。

令和5年度の公務上の災害発生件数は、6件でした。

11 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 制度の概要

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局により適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

(2) 件数および処理状況

令和5年度における措置要求はありませんでした。

12 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 制度の概要

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申し立てができます。

(2) 件数および処理状況

令和5年度において不利益処分に関する審査請求はありませんでした。